

(証券コード6822)
2019年6月7日

株 主 各 位

横浜市港北区菊名七丁目3番16号

大井電気株式会社

取締役社長 石 田 甲

第95期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第95期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席下さいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討願いまして、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2019年6月25日（火曜日）午後5時15分までに到着するよう、ご返送下さいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2019年6月26日（水曜日）午前10時
2. 場 所 横浜市港北区菊名七丁目3番16号
当社本店会議室
(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照下さい。)
3. 会議の目的事項
報告事項 1. 第95期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）事業報告、連結計算書類の内容報告並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第95期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

【会社提案（第1号議案から第3号議案まで）】

- 第1号議案 取締役7名選任の件
第2号議案 補欠監査役3名選任の件
第3号議案 当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）継続の件

【株主提案（第4号議案および第5号議案）】

第4号議案 剰余金の処分に係る定款変更の件

第5号議案 剰余金の処分の件

株主提案（第4号議案および第5号議案）に係る議案の要領は、後記の「株主総会参考書類」（25頁から28頁まで）に記載のとおりであります。

4. インターネット開示についてのご案内

当社は、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、添付書類のうち次に掲げる事項をインターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.ooi.co.jp>）に掲載しておりますので、本添付書類には記載しておりません。

- (1) 事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」
- (2) 事業報告の「株式会社の支配に関する基本方針」
- (3) 連結計算書類の「連結注記表」
- (4) 計算書類の「個別注記表」

以 上

-
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。
- ◎株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.ooi.co.jp>）に掲載いたしますのでご了承下さい。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

【会社提案（第1号議案から第3号議案まで）】

第1号議案 取締役7名選任の件

本総会終結のときをもって取締役全員が任期満了となりますので、取締役7名の選任をお願いいたしますと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
1	石田 甲 (1963年6月18日生)	1987年4月 (株)三和銀行入行 1997年7月 当社入社 1999年6月 当社取締役経営管理本部長付 2003年4月 当社取締役第1事業部大阪支社長 2004年5月 当社取締役事業本部大阪支社長 2007年7月 当社取締役第三営業本部長 2012年4月 当社取締役管理統轄副統轄兼経営管理第二本部長 2013年6月 当社常務取締役 2014年4月 当社取締役社長（現任）	42,840株
2	田中 繁 寛 (1954年11月23日生)	1979年4月 当社入社 1999年6月 当社経営管理本部総務部長 2009年6月 当社取締役経営管理本部長兼同本部総務部長 2014年4月 当社取締役管理統括兼経営管理本部長兼同本部総務部長 2015年4月 当社取締役管理統括兼経営管理本部長 2017年4月 当社取締役管理統括 2017年6月 当社常務取締役管理統括（現任）	2,840株

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 する 当社株式の数
3	なが せ よし あき 長 瀬 平 明 (1955年12月3日生)	1979年 4月 日本国有鉄道入社 1987年 4月 三菱電機(株)入社 2003年10月 同社コミュニケーション・ネットワーク製作 所企業・官公通信システム第一部長 2009年 4月 同社通信システムエンジニアリングセンター 長 2009年 6月 当社取締役 2013年 1月 当社取締役技術・生産統轄副統轄 2013年 6月 当社取締役技術・生産統轄兼研究部長 2017年 6月 当社常務取締役技術・生産統括 2019年 4月 当社常務取締役仙台研究開発センター長 (現 任)	1,240株
4	ち ば とし ゆき 千 葉 敏 幸 (1965年 3月29日生)	1985年 4月 大井電子(株)入社 2004年 5月 当社生産本部技術 1 部第 2 グループマネー ジャー 2008年 4月 当社水沢製作所NW・監視制御技術部長 2010年 4月 当社水沢製作所副所長 2012年 4月 当社水沢製作所長 2015年 6月 当社取締役S E 本部長 2019年 4月 当社取締役営業統括 (現任)	727株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
5	かとういちお 加藤 一大 (1957年2月21日生)	1975年4月 大井電子(株)入社 2001年4月 当社第3事業部技術2部次長 2008年4月 当社SEセンター通信伝送システム部長 2012年10月 当社水沢製作所副所長兼研究部長 2016年4月 当社仙台研究開発センター長 2016年6月 当社取締役仙台研究開発センター長 2019年4月 当社取締役技術・生産統括(現任)	500株
6 ※	にいかつみ 仁井 克己 (1961年9月27日生)	1985年4月 東京電力(株)入社 2009年7月 同社電子通信部通信企画 グループマネージャー 2012年10月 同社電子通信部長代理 2013年6月 同社江東支社長 2017年7月 当社第一営業本部長付 2019年4月 当社営業統括副統括(現任)	0株
7 ※	ほぼまさよ 保々 雅世 (1960年7月22日生)	1983年4月 日本アイ・ビー・エム(株)入社 1995年4月 SAPジャパン(株)社長補佐 1998年11月 ヴィリアネットジャパン(株)代表取締役社長 2004年3月 マイクロソフト(株)業務執行役員 2006年7月 日本オラクル(株)執行役員 2013年4月 青山学院大学大学院国際マネジメント研究科 特任教授	0株

- (注) 1. 上記各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. ※印は、新任の取締役候補者であります。
3. 保々雅世氏は、新任の社外取締役候補者であります。
4. 社外取締役候補者の選任理由
保々雅世氏は、専門分野で培ってきた豊富な経験・見識を当社の経営に反映いただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。
5. 保々雅世氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員要件を満たしており、就任された場合には独立役員として届け出る予定であります。
6. 本議案の選任が承認された場合、保々雅世氏との間において、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。

第2号議案 補欠監査役3名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

補欠監査役候補者は次のとおりであり、津久井則之氏は監査役佐々木正光氏の補欠者、三浦繁樹氏は社外監査役本村健氏の補欠者、肝付正路氏は社外監査役佐藤徹氏の補欠者であります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
1	津久井則之 (1947年2月10日生)	1970年4月 当社入社 2001年6月 当社取締役事業管理部長 2003年6月 当社常務取締役販売統括 2009年5月 オオイテクノ(株)代表取締役社長 2011年6月 同社相談役 2012年6月 当社常勤監査役	1,800株
2	三浦繁樹 (1971年6月24日生)	1999年4月 弁護士登録(第一東京弁護士会) 児玉・齋藤法律事務所入所 2003年3月 半蔵門総合法律事務所パートナー(現任) 2014年4月 第一東京弁護士会常議員会副議長 2015年4月 最高裁判所司法研究所教官	0株
3	肝付正路 (1961年11月8日生)	1984年4月 東洋信託銀行(株)入行 2003年10月 UFJ信託銀行(株)資産金融部次長 2011年6月 三菱UFJ信託銀行(株)執行役員資産金融第2部長 2015年6月 エム・ユー・トラストアップルプランニング(株) 代表取締役副社長(現任) 2018年6月 住宅産業信用保険(株)監査役(現任)	0株

- (注) 1. 上記各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 三浦繁樹氏及び肝付正路氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
3. 補欠の社外監査役候補者の選任理由
(1) 三浦繁樹氏は、弁護士としての専門分野での豊富な経験・見識を当社の監査に反映いただくため、補欠の社外監査役として選任をお願いするものであります。
(2) 肝付正路氏は、金融機関における豊富な経験・見識を当社の監査に反映いただくため、補欠の社外監査役として選任をお願いするものであります。
4. 三浦繁樹氏は「当社株式の大規模買付行為に関する対応策(買収防衛策)」に規定する独立委員会委員であります。

第3号議案 当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）継続の件

当社は、2016年5月25日開催の当社取締役会において、株主の皆様のご承認を得ることを条件に、「当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）」（以下、現プラン）を導入し、2016年6月28日開催の第92期定時株主総会において、株主の皆様にご承認をいただきました。

現プランの有効期間は本定時株主総会終結のときまでであることから、当社では、株主共同の利益及び企業価値の維持・向上の観点から、継続の是非も含めそのあり方について検討してまいりました。その結果、情勢の変化や機関投資家の動向等を踏まえ、株主の皆様のご承認を得ることを条件として、継続することを決定したものであります。（以下、継続後の取組みを「本プラン」といいます。）

つきましては株主の皆様の本対応策を一部改定し、継続する事のご承認をお願いするものであります。なお本プランの有効期間は、本定時株主総会において株主の皆様にご承認いただけた場合には、ご承認をいただけたときから、2022年6月開催の当社定時株主総会終結のときまでといたします。

記

I. 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、金融商品取引所に株式を上場している者として、市場における当社株式の自由な取引を尊重し、特定の者による当社株式の大規模買付行為であっても、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。また、最終的には株式の大規模買付提案に応じるかどうかは株主の皆様のご決定に委ねられるべきだと考えています。

ただし、株式の大規模買付提案の中には、例えばステークホルダーとの良好な関係を保ち続けることができない可能性があるなど、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を損なう虞のあるものや、当社グループの価値を十分に反映しているとは言えないもの、あるいは株主の皆様が最終的な決定をされるために必要な情報が十分に提供されないものもありえます。

そのような提案に対して、当社取締役会は、株主の皆様から負託された者の責務として、株主の皆様のために、必要な時間や情報の確保、株式の大規模買付提案者との交渉などを行う必要があると考えています。

II. 基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させることによって、株主、投資家の皆様に長期的に継続して当社に投資していただくため、今般決定いたしました上記 I の基本方針の実現に資する特別な取組みとして、以下の施策を実施しております。

この取組みは、下記 1. に記載の当社の企業価値の源泉を十分に理解した上で策定されてお

り、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に向上させるべく十分に検討されたものであります。従って、上記 I の基本方針に沿うものであり、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、また、当社役員の地位の維持を目的とするものでもありません。

1. 当社の企業価値の源泉

当社は、1950年（昭和25年）に搬送装置（送電線を利用した多重化装置）を中心とした通信機器の製造販売を目的として設立して以来、電力会社の保安通信網に対応した情報伝送、監視装置等を納入するなど、社会インフラに不可欠な伝送装置・多重化装置・監視制御装置などの情報通信機器の開発（ハード・ソフト）、製造、販売、保守を続けてまいりました。今後とも、当社は「情報・通信技術を通じて人々の生活の安全・安心・便利と地球環境の未来に貢献する」という方針の下、社会インフラ向けの情報通信機器及び関連サービスを提供する企業グループとして、社会の安定発展に貢献し、企業価値の向上を目指すことで、持続的成長を目指してまいります。

当社の企業価値の確保・向上を目指すうえで、当社企業価値の源泉は以下に掲げる要素にあるものと考えております。

① 技術力

当社の60年以上にわたる歴史の中で、情報通信の高度化、高速化、高品質化、大容量化等に対応し、各種の情報通信技術（アナログ信号処理、デジタル信号処理、信号変換、多重、IP、無線他）を幅広く自社で開発し、蓄積したネットワーク技術や研究成果を活かして、お客様のニーズに合わせた最適な通信インフラ環境の提供を行うことができます。

② 有力顧客との信頼関係、対応力

常に顧客満足度を追求し、顧客優先の精神に徹することをモットーとし、国内主要電力会社（通信部門）を中心に社会的インフラ事業を営む通信キャリア、官公庁、鉄道会社等にむけ、長期にわたり取引を継続してまいりました。その導入実績による案件対応力（スピード・客先ニーズの理解力等のノウハウ）や幅広く蓄積してきた情報通信技術を活かし、当該顧客先の更新案件や新規案件の引き合いに継続的に参画できる状況にあります。加えて、今後発展が想定されるIoT関連事業における通信機器等に関しても、こうした実績を踏まえ、参入機会があります。

③ 販売から技術、製造、保守までの一貫体制

当社グループは、製品開発（ハード・ソフト）から製造、アフターサービスまで一貫した体制を構築しており、総合的に取りまとめたシステム提案ができるとともに、社会インフラである公共的事業の性質から高度な品質確保と併せ、一旦納入した製品でも相当長期にわたる保守・アフターサービス継続の観点を重視されるお客様にも、顧客満足を提供することができます。

2. 企業価値の向上に資する取組み

当社グループの属する情報通信機器業界は、震災等の経験を経て、通信インフラの耐災害性強化、エネルギー制約の克服やCO₂削減にも繋がるエネルギー効率化へ向けた貢献が期

待されております。また、高度な通信インフラの普及とそのネットワーク接続端末の多様化・高機能化が進み、これらの利活用面での発展による安全・安心・便利な社会を支えるための新規通信需要創出の流れは今後ますます進展し、情報ネットワークの高性能化、通信インフラ整備関連などに加え、更に通信機器分野の枠を超えた新しいビジネスモデルも出現してくるものと予想されます。当社グループといたしましては、こうした事業機会を逃さず追求していくことが重要課題であり、こうした環境変化に対応して、安定的な収益基盤の構築を図るとともに、成長分野への事業展開を推進するため、3か年の中期計画を事業環境変化に合わせて毎年ローリング方式で見直しながら推進しております。

しかしながら、当社グループを取り巻く情報通信ネットワーク市場は環境が大きく変動する市場であり、厳しい競争にさらされている環境の下で、今まで以上のゆるぎない堅固で活力ある経営体質の構築が最も重要な経営課題であるとの認識を強く持っております。その認識に立って、当社グループの企業価値、株主の皆様の共同の利益の最大化を図り、上記Ⅰに記載の基本方針の実現に資するため、次の取組を実施しております。

① 収益性の維持・拡大および成長性の追求

情報通信機器業界は、事業環境の変化が激しく、特に成長分野においては競争が激化する傾向にありますが、将来を見据えた研究開発・人材育成を着実に推進すると共に、コスト競争力の強化に取り組み、当社グループ間のシナジーを発揮することで、中長期的な事業規模の拡大・利益成長を目指してまいります。各セグメントの事業戦略は以下のとおりです。

ア. 情報通信機器製造販売

情報通信機器製造販売においては、第5世代移動通信システム（5G）の普及、IoT技術に対する社会的な関心の高まり等、当社の新規ビジネス参入の機会が見込まれます。特にOTN（*1）プラットフォーム（光伝送機器）事業の拡大、IoT関連に利用されるLPWA（*2）等の、新規事業の拡大、地方自治体向けの防災事業の拡大等、社会的なニーズの高い事業について、戦略的な製品企画による製品の投入等により、積極的に取り組んでまいります。

また、伝送関連機器やシステム関連機器等、創業時からの社会インフラ（電力、鉄道、官公庁、通信キャリアなど）向けの基幹事業分野については、機能向上、レパートリー拡充開発、国際規格対応等を進め、電力システム改革等に対応した提案や既存顧客との連携・補充ビジネス等の深化により、収益性の維持・拡大を図り、安定的経営基盤構築に向けてまいります。

*1 Optical Transport Network

*2 Low Power Wide Area

イ. ネットワーク工事保守

ネットワーク工事保守業界においては、5G普及に関連してキャリア向け通信機器工事の事業が拡大の方向にあります。価格競争は継続して厳しい傾向にありますが、徹底したコスト管理・削減による価格対応力の強化と、長年培ってきた、保守・工事におけるノウハウ・技術力を生かすことで、着実に事業規模の拡大・利益成長を目指して取り組んでまいります。

② 特長ある製品の拡充

新たな強い事業の創出に向けては、通信のことなら大凡理解できるといった自社の強みを活かし、市場分析を踏まえた事業方針、製品・事業・開発戦略等の連動した展開を図り、中長期を睨んだ事業・製品・顧客開拓について戦略的に展開してまいります。

③ 企業価値向上に向けた取組み

コア技術や将来方向を見据えた人的資源の配置と人材育成に努めるとともに、コンプライアンス、環境等の社会的責任課題に対して、全体最適の観点から企業価値向上に取り組んでまいります。

当社は、以上のような取組みを通じてより確かな経営基盤を築き、一層積極的な事業展開に挑戦し続けてまいります。その活動の継続こそが企業価値を向上させることにつながり、株主共同の利益の確保に資するものであると考えております。

3. コーポレート・ガバナンスについて

当社は、継続的な成長を図り、投資家の皆様をはじめとするステークホルダーの信頼を高めることを目的に、事業活動の変化に迅速かつ確に対応できる執行体制を確立し、透明性の高い経営を行うため、コーポレート・ガバナンスの強化・充実に努めております。

当社は、監査役による監査機能の実効性を高める一方、会社業務に精通した社内取締役で構成される取締役会による経営が当社の業態や事業規模に適していると判断し、監査役会設置会社の形態によるコーポレート・ガバナンス体制を採用しております。経営の監視体制を整え透明性を確保するため、現在の取締役7名のうち1名を社外取締役としており、また、現在の監査役3名のうち2名を社外監査役とし、社外取締役および社外監査役のうち1名は独立役員として指定しております。

取締役会において重要事項の意思決定並びに各取締役の職務執行の監督を行うほか、代表取締役が適正かつ効率的な業務執行を行うため、取締役、本部長、関連部長をメンバーとする常務会を月に2回開催し、重要事項の審議及び決定事項の進捗フォロー等を行っております。当社の監査役は、取締役会、常務会等の重要な会議に出席し、業務・財産状況を調査する等の方法で、取締役の職務執行の監査を行っております。

Ⅲ. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

1. 本プラン導入の目的

7頁Ⅰに記載の基本方針のとおり、当社株式の売買は原則として市場における株主および投資家の皆様の自由な判断に委ねるべきものであると考えており、本プランは、当社の企業価値および株主共同の利益に資する大規模買付行為を否定するものではありません。

本プランは、あくまで当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させることを目的として、7頁Ⅰに記載の基本方針に沿って導入するものであり、当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを明確にし、株主の皆様が適切な判断をするた

めに必要かつ十分な情報及び時間、並びに大規模買付行為を行おうとする者との交渉の機会を確保するための対応策であります。

2. 本プランの内容

本プランは、以下の通り、当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを策定するとともに、一定の場合には当社が対抗措置をとることによって大規模買付行為を行おうとする者に損害が発生する可能性があることを明らかにし、これらを適切に開示することにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者に対して、警告を行うものです。

また、本プランでは、対抗措置の発動等にあたって、当社取締役会の恣意的判断を排除し、取締役会の判断及び対応の客観性、合理性を確保するための機関として独立委員会を設置し、発動の是非について当社取締役会への勧告を行う仕組みとしています。独立委員会は、独立委員会規定（概要については21頁をご参照下さい。）に従い、当社社外取締役、当社社外監査役、又は社外の有識者（実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士若しくは学識経験者又はこれらに準じる者）で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した者のみから構成されるものとします。本プラン導入当初における独立委員会の委員には、22頁に記載の3氏が就任する予定です。

なお、2019年3月31日現在における当社大株主の状況は、35頁記載の「会社の株式に関する事項」の通りであり、当社は現時点において当社株式等の大規模買付行為に係る提案を受けているわけではありません。

(1) 本プランに係る手続き

① 対象となる大規模買付け等

本プランは以下の(i)から(iii)に該当する当社株式等の買付け又はこれに類似する行為(ただし、当社取締役会が承認したものを除きます。当該行為を、以下、「大規模買付け等」といいます。)がなされる場合を適用対象とします。大規模買付け等を行い、又は行おうとする者(以下、「買付者等」といいます。)は、予め本プランに定められる手続きに従わなければならないものとします。

(i)当社が発行者である株式等[1]について、保有者[2]の株式等保有割合[3]が20%以上となる買付け

(ii)当社が発行者である株式等[4]について、公開買付け[5]に係る株式等の株式等所有割合[6]及びその特別関係者[7]の株式等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

(iii)当社が発行者である株式等に関する買付者等が、当社の他の株主との間で当該他の株主が当該買付者等の共同保有者[8]に該当することとなる行為を行うことにより、当該買付者等の株式等保有割合が20%以上となるような行為[9]

② 意向表明書の当社への事前提出

買付者等におきましては、大規模買付け等の実行に先立ち、当社取締役会に対して、当該買付者等が大規模買付け等に際して本プランに定める手続きを遵守する旨の誓約文言等を記載した書面(以下、「意向表明書」といいます。)を当社の定める書式により日本語で提出していただきます。

具体的には、意向表明書には、以下の事項を記載していただきます。

(i)買付者等の概要

(イ)氏名又は名称及び住所又は所在地

(ロ)代表者の役職及び氏名

(ハ)会社等の目的及び事業の内容

(ニ)大株主又は大口出資者(所有株式又は出資割合上位10名)の概要

(ホ)国内連絡先

(ヘ)設立準拠法

1 金融商品取引法第27条の23第1項に規定される「株券等」を意味するものとします。以下別段の定めがない限り同じとします。なお、本プランにおいて引用される法令等に改正(法令名の変更や旧法令等を継承する新法令等の制定を含みます。)があった場合には、本プランにおいて引用される法令等の各条項は、当社取締役会が別途定める場合を除き、当該改正後においてこれらの法令等の各条項を実質的に継承する法令等の各条項に読み替えられるものとします。

2 金融商品取引法第27条の23第1項に規定される保有者をいい、同条第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下同じとします。

3 金融商品取引法第27条の23第4項に規定される「株券等保有割合」を意味するものとします。以下同じとします。

4 金融商品取引法第27条の2第1項に規定される「株券等」を意味するものとします。以下(ii)において同じとします。

5 金融商品取引法第27条の2第6項に定義されます。以下同じとします。

6 金融商品取引法第27条の2第8項に規定される「株券等所有割合」を意味するものとします。以下同じとします。

7 金融商品取引法第27条の2第7項に定義される特別関係者をいいます。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。以下同じとします。

8 金融商品取引法第27条の23第5項に定義される共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされると当社取締役会が認めたる者を含みます。以下同じとします。

9 当該大量買付者が当該他の株主との間で行う株式等の取得もしくは譲渡または当社の株主としての議決権その他の権利の行使に関する合意その他金融商品取引法第27条の23第5項および同条第6項にかかる共同保有者に該当することとなる行為の一切をいいます。

- (ii) 買付者等が現に保有する当社の株式等の数、及び意向表明書提出前60日間における買付者等の当社の株式等の取引状況
- (iii) 買付者等が提案する大規模買付け等の概要（買付者等が大規模買付け等により取得を予定する当社の株式等の種類及び数、並びに大規模買付け等の目的（支配権取得若しくは経営参加、純投資若しくは政策投資、大規模買付け等の後の当社の株式等の第三者への譲渡等、又は重要提案行為等^[10]その他の目的がある場合には、その旨及び内容。なお、目的が複数ある場合にはそのすべてを記載していただきます。）を含みます。）

③ 本必要情報の提供

上記②の意向表明書をご提出いただいた場合には、買付者等におきましては、以下の手順に従い、当社に対して、大規模買付け等に対する株主及び投資家の皆様のご判断並びに当社取締役会の評価・検討等のために必要かつ十分な情報（以下、「本必要情報」といいます。）を日本語で提供していただきます。

まず、当社は、買付者等に対して、意向表明書を提出していただいた日から10営業日^[11]（初日不算入）以内に、当初提出していただくべき情報を記載した情報リストを上記②（i）(ホ)の国内連絡先に発送いたしますので、買付者等には、情報リストに従って十分な情報を当社に提出していただきます。

また、情報リストに従い買付者等から提供された情報では、大規模買付け等の内容及び態様等に照らして、株主及び投資家の皆様のご判断並びに当社取締役会の評価・検討等のために不十分であると当社取締役会が合理的に判断する場合には、当社取締役会が別途請求する追加の情報を買付者等から提供していただきます。

なお、大規模買付け等の内容及び態様等にかかわらず、以下の各項目に関する情報は、原則として情報リストの一部に含まれるものとします。

- (i) 買付者等及びそのグループ（共同保有者、特別関係者及びファンドの場合は各組合員その他の構成員を含みます。）の詳細（沿革、具体的名称、資本構成、事業内容、財務内容、役員の名氏及び職歴等を含みます。）
- (ii) 大規模買付け等の目的（意向表明書において開示していただいた目的の詳細）、方法及び内容（経営参画の意思の有無、大規模買付け等の対価の種類及び金額、大規模買付け等の時期、関連する取引の仕組み、買付予定の株式等の数及び買付け等を行った後における株式等所有割合、大規模買付け等の方法の適法性を含みます。）

10 金融商品取引法第27条の26第1項、金融商品取引法施行令第14条の8の2第1項、及び株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令第16条に規定される重要提案行為等をいいます。

11 営業日とは、行政機関の休日に関する法律第1条第1項各号に掲げる日以外の日をいいます。以下同じとします。

- (iii)大規模買付け等の対価の算定根拠（算定の前提事実、算定方法、算定に用いた数値情報及び大規模買付け等に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容、算定の際に第三者の意見を聴取した場合における当該第三者の名称、意見の概要及び当該意見を踏まえて金額を決定するに至った経緯を含みます。）
- (iv)大規模買付け等の資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的な名称、調達方法及び関連する取引の内容を含みます。）
- (v)大規模買付け等における第三者との間における意思連絡の有無及び意思連絡がある場合はその内容及び当該第三者の概要
- (vi)買付者等が既に保有する当社の株式等に関する貸借契約、担保契約、売戻契約、売買の予約その他の重要な契約又は取決め（以下、「担保契約等」といいます。）がある場合には、その契約の種類、契約の相手方及び契約の対象となっている株式等の数量等の当該担保契約等の具体的内容
- (vii)買付者等が大規模買付け等において取得を予定する当社の株式等に関し担保契約等の締結その他第三者との間の合意の予定がある場合には、予定している合意の種類、契約の相手方及び契約の対象となっている株式等の数量等の当該合意の具体的内容
- (viii)大規模買付け等の後における当社及び当社グループの経営方針、事業計画、資本政策及び配当政策
- (ix)大規模買付け等の後における当社の従業員、労働組合、取引先、顧客及び地域社会その他の当社に係る利害関係者の処遇等の方針
- (x)当社の他の株主との利益相反を回避するための具体的方策

なお、当社取締役会は、買付者等から大規模買付け等の提案がなされた事実については適切に開示し、提案の概要及び本必要情報の概要その他の情報のうち株主及び投資家の皆様のご判断に必要であると認められる情報がある場合には、速やかに開示いたします。

また、当社取締役会は、買付者等による本必要情報の提供が十分になされたと認めた場合には、その旨を買付者等に通知（以下、「情報提供完了通知」といいます。）するとともに、その旨を速やかに開示いたします。

④ 取締役会評価期間の設定等

当社取締役会は、情報提供完了通知を行った後、その翌日を起算日として、大規模買付け等の評価の難易度等に応じて、以下の(i)又は(ii)の期間を、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案のための期間（以下、「取締役会評価期間」といいます。）として設定し、速やかに開示いたします。

(i)対価を現金（円価）のみとする当社全株式等を対象とした公開買付けの場合には最大60日間

(ii)その他の大規模買付け等の場合には最大90日間

ただし、上記(i)(ii)いずれにおいても、取締役会評価期間は取締役会が合理的に必要な

事由があると認める場合に限り、延長できるものとします。(延長の期間は最大30日間とします。) その場合は、延長期間及び当該延長期間が必要とされる具体的理由を買付者等に通知すると共に、株主及び投資家の皆様に開示いたします。

当社取締役会は、取締役会評価期間内において、必要に応じて適宜外部専門家等の助言を得ながら、買付者等から提供された本必要情報を十分に評価・検討し、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の観点から、買付者等による大規模買付け等の内容の検討等を行うものとします。当社取締役会は、これらの検討等を通じて、大規模買付け等に関する当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、買付者等に通知するとともに、適時かつ適切に株主及び投資家の皆様に開示いたします。

また、必要に応じて、買付者等との間で大規模買付け等に関する条件・方法について交渉し、更に、当社取締役会として、株主及び投資家の皆様に代替案を提示することもあります。

⑤ 対抗措置の発動に関する独立委員会の勧告

独立委員会は、取締役会評価期間内に、上記④の当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案と並行して、以下の手続きに従い、当社取締役会に対して対抗措置の発動の是非に関する勧告を行うものとします。その際、独立委員会の判断が当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した外部専門家(投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。)の助言を得ることができるものとします。なお、独立委員会が当社取締役会に対して以下の(i)又は(ii)に定める勧告をした場合には、当社取締役会は、当該勧告の事実とその概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに開示いたします。

(i) 買付者等が本プランに規定する手続きを遵守しない場合

独立委員会は、買付者等が本プランに規定する手続きを遵守しなかった場合、当社取締役会に対して、対抗措置の発動を勧告する場合があります。

(ii) 買付者等が本プランに規定する手続きを遵守した場合

独立委員会は、買付者等が本プランに規定する手続きを遵守した場合には、原則として、当社取締役会に対して対抗措置の発動を行わないよう勧告します。

但し、本プランに規定する手続きが遵守されている場合であっても、以下(イ)～(ヌ)に掲げる事由により、当該買付け等が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものであると認められかつ対抗措置の発動が相当と判断される場合には、例外的措置として、対抗措置の発動を勧告する場合があります。

(イ)買付者等が真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で当社の株式等を当社又は当社関係者に引取らせる目的で当社の株式等の取得を行っている又は行おうとしている者(いわゆるグリーンメイラー)であると判断される場合

(ロ)当社の会社経営を一時的に支配して当社又は当社グループ会社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先又は顧客等の当社又は当社グループ会社の

資産を当該買付者等又はそのグループ会社等に移転する目的で当社の株式等の取得を行っている」と判断される場合

- (ハ)当社の会社経営を支配した後に、当社又は当社グループ会社の資産を当該買付者等又はそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する目的で、当社の株式等の取得を行っている」と判断される場合
- (ニ)当社の会社経営を一時的に支配して、当社又は当社グループ会社の事業に当面関係していない不動産、有価証券等の高額資産等を売却等により処分させ、その処分利益をもって一時的に高配当をさせるかあるいは一時的に高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社の株式等の高価売抜けをする目的で当社の株式等の取得を行っている」と判断される場合
- (ホ)買付者等の提案する当社の株式等の買付方法が、いわゆる強圧的二段階買取（最初の買付けで当社の株式等の全部の買付けを勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式等の買付け等を行うことをいいます。）等の、株主の皆様の判断の機会又は自由を制約し、事実上、株主の皆様当社の株式等の売却を強要する虞があると判断される場合
- (ヘ)買付者等の提案する当社の株式等の買付条件（買付対価の種類及び金額、当該金額の算定根拠、その他の条件の具体的内容（当該取得の時期及び方法を含みます。）、違法性の有無並びに実現可能性等を含むがこれらに限られません。）が、当社の企業価値に照らして著しく不十分又は不適切なものである」と判断される場合
- (ト)買付者等による支配権の取得により、当社株主はもとより、企業価値の源泉である顧客、従業員その他の利害関係者との関係を破壊し、当社の企業価値・株主共同の利益の著しい毀損が予想されるなど、当社の企業価値・株主共同の利益の確保又は向上を著しく妨げる虞があると判断される場合
- (チ)買付者等が支配権を取得する場合の当社の企業価値が、中長期的な将来の企業価値との比較において、当該買付者等が支配権を取得しない場合の当社の企業価値に比べ、著しく劣後すると判断される場合
- (リ)買付者等が公序良俗の観点から当社の支配株主として著しく不適切であると判断される場合
- (ヌ)その他(イ)から(リ)までに準じる場合で、当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なう」と判断される場合

⑥ 取締役会の決議

当社取締役会は、上記⑤に定める独立委員会の勧告を最大限尊重するものとし、当該勧告を踏まえて当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から、速やかに対抗措置の発動又は不発動の決議を行うものとします。

当社取締役会は、上記の決議を行った場合には、その内容が対抗措置の発動であるか不発動であるかを問わず、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに開示いたします。

⑦ 対抗措置発動の停止

当社取締役会が上記⑥の手続きに従い対抗措置の発動を決議した後又は発動後においても、(i)買付者等が大規模買付け等を中止した場合又は(ii)対抗措置を発動するか否かの判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、かつ、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から対抗措置の発動が相当でないと考えられる状況に至った場合には、当社取締役会は、対抗措置発動の停止の決議を行うものとし、

当社取締役会は、上記決議を行った場合、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに開示いたします。

⑧ 大規模買付け等の開始

買付者等は、本プランに規定する手続きを遵守するものとし、取締役会において対抗措置の発動又は不発動の決議がなされるまでは大規模買付け等を開始することはできないものとし、

(2) 本プランにおける対抗措置の具体的内容

当社取締役会が上記(1)⑥に記載の決議に基づき発動する対抗措置は、新株予約権（以下、「本新株予約権」といいます。）の無償割当てとします。

本新株予約権の無償割当ての概要は、23頁記載の「新株予約権無償割当ての概要」の通りとします。

当社取締役会は、対抗措置の発動を決議した後又は発動後においても、上記(1)⑦に記載の通り、対抗措置発動の停止を決定することがあります。例えば、対抗措置として当社取締役会が本新株予約権の無償割当てを決議した場合において、買付者等が大規模買付け等を中止し、当社取締役会が上記(1)⑦に記載の決議を行った場合には、本新株予約権の無償割当てについて設定した基準日に係る権利落日の前日までにおいては本新株予約権の無償割当てを中止し、本新株予約権の無償割当ての効力発生日以後本新株予約権の行使期間の開始日の前日までにおいては当社が無償で本新株予約権を取得する等の方法で、対抗措置の発動を停止することができるものとし、

(3) 本プランの有効期間、廃止及び変更

本プランの有効期間は、本定時株主総会において承認が得られた場合には、当該承認決議の時から2022年6月開催予定の定時株主総会終結の時までとします。

ただし、当該有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において本プランの変更又は廃止の決議がなされた場合には、本プランは当該決議に従い、その時点で変更又は廃止されるものとし、また、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により本プランの廃止の決議がなされた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとし、

なお、当社取締役会は、会社法、金融商品取引法、その他の法令若しくは金融商品取引所規則の変更又はこれらの解釈・運用の変更、又は税制、裁判例等の変更に伴う形式的な変更が必要と判断した場合は、随時、独立委員会の承認を得た上で、本プランを修正し、又は変更することができるものとし、他方、当社取締役会が、本プランの内容について当社株

主の皆様の実質的な影響を与えるような変更を行う場合には、改めて直近で開催される株主総会に付議し株主の皆様のご承認をいただくことといたします。

当社は、本プランが廃止され又は本プランの内容について当社株主の皆様の実質的な影響を与えるような変更が行われた場合には、当該廃止又は変更の事実及び（変更の場合には）変更内容その他当社取締役会が適切と認める事項について、速やかに開示いたします。

3. 本プランの合理性

本プランは、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を充足しており、かつ、企業価値研究会が2008年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容を踏まえております。

(1) 企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則

本プランは、上記1. に記載の通り、当社株式等に対する大規模買付け等がなされる際に、当該大規模買付け等に応じるべきか否かを株主の皆様がご判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や期間を確保し、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されるものです。

(2) 事前開示・株主意思の原則

本プランは、本定時株主総会において株主の皆様のご承認を得たうえで導入するものです。また、上記2. (3)に記載した通り、本定時株主総会においてご承認いただいた後も、その後の当社株主総会において本プランの変更又は廃止の決議がなされた場合には、本プランも当該決議に従い変更又は廃止されることとなります。従いまして、本プランの導入及び廃止には、株主の皆様のご意思が十分反映される仕組みとなっています。

(3) 必要性・相当性確保の原則

① 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示の徹底

当社は、上記2. に記載の通り、本プランに基づく大規模買付け等への対抗措置の発動等に関する取締役会の恣意的判断を排し、取締役会の判断及び対応の客観性及び合理性を確保することを目的として独立委員会を設置し、当社取締役会は、対抗措置の発動又は不発動の決議に際して独立委員会の勧告を最大限尊重いたします。

また、当社は、独立委員会の判断の概要について株主及び投資家の皆様に情報開示を行うこととし、当社の企業価値・株主共同の利益に資するよう本プランの透明な運営が行われる仕組みを確保しています。

② 合理的な客観的発動要件の設定

本プランは、上記2. に記載の通り、合理的かつ客観的な発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しています。

③ デッドハンド型若しくはスローハンド型買収防衛策ではないこと

上記2. (3)に記載の通り、本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により、いつでも廃止することができるものとされており、従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させても、なお発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社の取締役の任期は1年であり、期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

4. 株主及び投資家の皆様への影響等

(1) 本プランの導入時に株主及び投資家の皆様にご与える影響

本プランの導入時には、本新株予約権の発行自体は行われません。従って、本プランがその導入時に株主の皆様の有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることはありません。

なお、上記2. (1)に記載の通り、買付者等が本プランを遵守するか否か等により当該買付行為に対する当社の対応方針が異なりますので、株主及び投資家の皆様におかれましては、買付者等の動向にご注意下さい。

(2) 本新株予約権の無償割当て時に株主及び投資家の皆様にご与える影響

当社取締役会が対抗措置の発動を決定し、本新株予約権の無償割当てを行う場合には、別途定める割当て期日における株主名簿に記録された株主の皆様に対し、その保有する株式1株につき本新株予約権1個を上限とした割合で、本新株予約権が無償にて割り当てられます。このような仕組み上、本新株予約権の無償割当て時においても、株主の皆様が保有する当社株式1株当たりの価値の希釈化は生じるものの保有する当社株式全体の価値の希釈化は生じず、株主の皆様の有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

ただし、買付者等につきましては、この対抗措置の発動により、結果的に、法的権利又は経済的利益に何らかの影響が生じる場合があります。

なお、当社取締役会が、本新株予約権の無償割当ての決議をした場合であっても、上記2. (1)⑦に記載の手続き等に従い、対抗措置発動の停止を決定した場合には、当社株式の株価に相応の変動が生じる可能性があります。例えば、本新株予約権の無償割当てを受けるべき株主が確定した後において、当社が対抗措置の発動の停止を実施し本新株予約権を無償取得して新株を交付しない場合には、株主の皆様が保有する当社株式1株当たりの経済的価値の希釈化は生じないことになるため、当社株式1株当たりの経済的価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った株主及び投資家の皆様は、株価の変動により損害を被る可能性がある点にご留意下さい。

また、本新株予約権の行使又は取得に関して差別的条件を付す場合には、当該行使又は取得に際して、買付者等の法的権利、経済的利益に影響が生じることが想定されますが、この

場合であっても、買付者等以外の株主の皆様の有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

(3) 本新株予約権の無償割当てに伴う株主の皆様の手続き

本新株予約権の割当て期日における最終の株主名簿に記録された株主の皆様は、当該新株予約権の無償割当ての効力発生日において当然に新株予約権者となるため、申込みの手続きは不要です。

また、当社が取得条項を付した新株予約権の取得の手続きをとる場合には、買付者等以外の株主の皆様におかれましては、新株予約権の行使価格相当の金銭を払い込むことなく、当社による新株予約権取得の対価として当社株式を受領することになるため、当該新株予約権に関する払込み等の手続きは不要となります。

以上のほか、割当て方法、行使の方法及び当社による取得の方法、株式の交付方法等の詳細については、本新株予約権の無償割当てに関する当社取締役会の決議が行われた後、当社は、その手続きの詳細に関して、適用ある法令及び金融商品取引所規則に基づき、適時かつ適切に開示又は通知を行いますので当該開示又は通知の内容をご確認下さい。

独立委員会規定の概要

1. 独立委員会は、当社取締役会の決議により、大規模買付け等への対抗措置の発動等に関する取締役会の恣意的判断を排し、取締役会の判断及び対応の客観性及び合理性を確保することを目的として、設置される。
2. 独立委員会委員は、3名以上とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立した、(1)当社社外取締役、(2)当社社外監査役又は(3)社外有識者（実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士、若しくは学識経験者又はこれらに準じる者）のいずれかに該当する者の中から、当社取締役会の決議に基づき選任される。なお、当社は、独立委員会委員との間で、善管注意義務及び秘密保持義務に関する規定を含む契約を締結する。
3. 独立委員会の委員の任期は、選任のときから3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の日又は別途当該独立委員会委員と当社が合意した日までとする。ただし、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りではなく、当社社外取締役又は社外監査役であった独立委員が社外取締役又は社外監査役でなくなった場合（社外取締役又は社外監査役として再任された場合を除く。）には、委員としての任期も同時に終了するものとする。
4. 独立委員会は、当社代表取締役又は各独立委員会委員が招集する。
5. 独立委員会の議長は、各独立委員会委員の互選により選定される。
6. 独立委員会の決議は、原則として、独立委員会委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行う。ただし、独立委員会委員のいずれかに事故があるときその他特段の事由があるときは、当該独立委員会委員を除く独立委員会委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行う。
7. 独立委員会は、以下の各号に記載される事項について審議の上決議し、その決議内容を、理由を付して当社取締役会に対して勧告する。
 - (1)本プランに係る対抗措置の発動の是非
 - (2)本プランに係る対抗措置発動の停止
 - (3)本プランの廃止及び変更
 - (4)その他本プランに関連して当社取締役会が任意に独立委員会に諮問する事項各独立委員会委員は、独立委員会における審議及び決議においては、専ら当社の企業価値・株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、自己又は当社の経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはならない。
8. 独立委員会は、必要に応じて、当社の取締役、監査役又は従業員その他必要と認める者を出席させ、独立委員会が求める事項に関する意見又は説明を求めることができる。
9. 独立委員会は、その職務の遂行に当たり、当社の費用で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した外部専門家（投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む。）から助言を得ることができる。

独立委員会委員の略歴

氏名	略歴
<small>たかはら たつひろ</small> 高原 達広	1996年4月 弁護士登録（第二東京弁護士会） TMI総合法律事務所入所 1999年3月 ニューヨーク州弁護士登録 2003年1月 TMI総合法律事務所パートナー（現任） 2010年4月 中央大学法科大学院兼任講師（現任）
<small>みうら しげき</small> 三浦 繁樹	1999年4月 弁護士登録（第一東京弁護士会） 児玉・齋藤法律事務所入所 2003年3月 半蔵門総合法律事務所パートナー（現任） 2014年4月 第一東京弁護士会常議員会副議長 2015年4月 最高裁判所司法研修所教官
<small>さとう とおる</small> 佐藤 徹	1980年4月 三菱信託銀行株式会社入行 2003年2月 同行証券営業部長 2007年6月 株式会社三菱東京UFJ銀行信託業務部長 2009年6月 三菱UFJ投信株式会社常務取締役 2013年6月 当社監査役

※ 各氏と当社との間において、特別な利害関係はございません。

新株予約権無償割当ての概要

1. 本新株予約権の割当総数

本新株予約権の割当総数は、本新株予約権の無償割当てに関する取締役会決議（以下、「本新株予約権無償割当て決議」といいます。）において当社取締役会が別途定める一定の日（以下、「割当て期日」といいます。）における当社の最終の発行済株式総数（ただし、同時点において当社の有する当社株式の数を除きます。）（と同数）を上限として、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める数とします。

2. 割当対象株主

割当て期日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その保有する当社普通株式（ただし、同時点において、当社の有する当社株式を除きます。）1株につき1個を上限として、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める割合で本新株予約権の無償割当てをします。

3. 本新株予約権の無償割当ての効力発生日

本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める日とします。

4. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「対象株式数」といいます。）は、1株を上限として当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める数とします。ただし、当社が株式の分割又は株式の併合等を行う場合は、所要の調整を行うものとします。

5. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及び価格

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社普通株式1株当たりの金額は1円以上で当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める額とします。

6. 本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとします。

7. 本新株予約権の行使条件

(1)特定大量保有者[12]、(2)特定大量保有者の共同保有者、(3)特定大量買付者[13]、(4)特定大量買付者の特別関係者、若しくは(5)これら(1)から(4)までの者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲受け若しくは承継した者、又は、(6)これら(1)から(5)までに該当する者の関連者[14]（これらの者を総称して、以下、「非適格者」といいます。）は、本新株予約権を行使することができないものとします。なお、本新株予約権の行使条件の詳細については、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

8. 当社による本新株予約権の取得

当社は、当社取締役会が別途定める日において、非適格者以外の者が保有する本新株予約権を取得し、これと引換えに本新株予約権1個につき対象株式数の当社普通株式を交付することができるものとします。なお、本新株予約権の取得条件の詳細については、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

9. 対抗措置発動の停止等の場合の無償取得

当社取締役会が、対抗措置の発動を停止した場合その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める場合には、当社は、本新株予約権の全部を無償にて取得することができるものとします。

10. 本新株予約権の行使期間等

本新株予約権の行使期間その他必要な事項については、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

以上

12 当社が発行者である株式等の保有者で、当該株式等に係る株式等保有割合が20%以上である者、又は、これに該当することとなると当社取締役会が認める者をいいます。ただし、その者が当社の株式等を取得・保有することが当社の企業価値・株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める者は、これに該当しないこととします。

13 公開買付けによって当社が発行者である株式等（金融商品取引法第27条の2第1項に規定される株券等を意味するものとします。以下本注において同じとします。）の買付け等（金融商品取引法第27条の2第1項に定義される買付け等をいいます。以下本注において同じとします。）を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有（これに準じるものとして金融商品取引法施行令第7条第1項に定めるものを含みます。）に係る株式等の株式等所有割合がその者の特別関係者の株式等所有割合と合計して20%以上となる者、又は、これに該当することとなると当社取締役会が認める者をいいます。ただし、その者が当社の株式等を取得・保有することが当社の企業価値・株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める者は、これに該当しないこととします。

14 ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配され若しくはその者と共同の支配下にある者（当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。）、又はその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいいます。なお「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」（会社法施行規則第3条第3項に定義される場合をいいます。）をいいます。

【株主提案（第4号議案および第5号議案）】

第4号議案および第5号議案は、株主（1名）からのご提案によるものです。

第4号議案 剰余金の処分に係る定款変更の件

（会社注）以下は、提案株主から提出された株主提案書に記載の議案の要領および提案の理由を、原文のまま記載したものです。

（1）議案の要領

現行定款の第49条に記載の「取締役会の決議によって」を「株主総会の決議によって」変更し、現行定款の第49条の③の全文を削除する。なお、本議案は、次の議案（剰余金の処分の件）に先立ち決議されるものとし、株主総会において承認可決された時点でその効力を生じるものとする。

（2）提案の理由

現在、大井電気の剰余金の配当等は、取締役会の決議によって決定されることとなっています。これは、剰余金の配当等を取締役会の権限とすることにより、株主への機動的な利益還元をすることを目的とするものであるという前提ではありますが、過去の配当政策に鑑みて、決して適切な決定を行ってきたとはいえません。

取締役会は、平成29年10月20日に公表された適時開示情報において業績予想を下方修正したことを背景に、株主に対する1株当たりの期末配当を10円から5円に減配しました。（株式分割調整前）その結果、配当金支払総額は約64百万円減少（前年比-50%）の64百万円としております。

一方、同事業年度における大井電気の役員の報酬等の総額は、約47百万円（前年比+67%）増額の約116百万円となっており、取締役会においては一人当たり約6百万円増額しています。これでは、株主への機動的な利益還元をするという大義名分のもと、潤沢な現預金を現経営陣で分け合っているといっても過言ではありません。上記のような経営判断を行うことに鑑みると、大井電気の株主の利益のためには、剰余金配当等の決定権は早急に株主総会に戻すべきだと考えます。

◎取締役会の意見**第4号議案に反対いたします。**

当社は、2006年6月29日開催の第82期定時株主総会において剰余金の配当等を株主総会の決議によらず、取締役会の決議によって定める旨の定款変更議案を提案し、多数の株主の皆様のご賛成を得てご承認いただいております。

株主の皆様への付託を受けた取締役会が利益分配に関する基本方針（※注記）や利益状況等を総合的に勘案しつつ決定し、その責任を負う体制とすることで、株主の皆様への利益分配を機動的に遂行できると考えております。

また株主の皆様に対する中長期的な利益分配のみならず、将来の事業展開などを踏まえた設備投資や研究開発にあてるための内部留保等、複雑かつ多岐にわたる経営判断をもとに行われるべきものであり、その判断者としては今後の事業環境を十分に理解している経営者すなわち取締役会が適任であると考えております。

なお、提案株主から、大要、平成29年（2017年）度における役員報酬等の総額が、前年度比で「約47百万円（前年比+67%）」の増額となったとの指摘がありますが、当該増額は、当該事業年度において、ガバナンス強化の一環として使用人兼務取締役を常務取締役とした際に、前年度に使用人兼務取締役に対して支給していた使用人給与を廃止し、当該給与に相当する分を役員報酬として支給することとしたことを主な要因として生じたものであり、提案株主が述べる「取締役において一人当たり約6百万円増額」したことに伴うものではありません。

また、当社では、役員報酬は業績を勘案して決めており、提案株主が指摘するような「株主への機動的な利益還元をするという大義名分のもと、潤沢な現預金を現経営陣で分け合っている」状況は生じておりません。

株主の皆様におかれましては、以上の点について、くれぐれも誤解のないよう、お願い申し上げます。

以上の理由により、当社取締役会は本議案に反対いたします。

（※注記）利益分配に関する基本方針

当社は、中長期的な企業価値の向上を基本目標としつつ、利益分配については、当期の業績及び今後の業績動向を踏まえ、投資家の皆様への安定的な配当の継続、将来への成長投資、財務体質の強化等を総合的に勘案して行って参ります。

第5号議案 剰余金の処分の件

(会社注) 以下は、提案株主から提出された株主提案書に記載の議案の要領および提案の理由を、原文のまま記載したものです。

(1) 議案の要領

第95期の期末剰余金の配当として、普通株式1株当たり金50円を配当する。

(2) 提案の理由

大井電気は平成31年2月13日に提出された第95期第3四半期報告書にて、3,759百万円の現預金を保有しております。これは、大井電気の時価総額と比較すると過大であると考えます。また、大井電気の有価証券報告書を遡ってみると、少なくとも過去10年間はネットキャッシュが時価総額を超えている状況が続いており、現経営陣は貴重な経営資源を有効活用できていないと考えます。

加えて、平成31年2月8日に公表された適時開示情報において、再び業績予想の下方修正を背景に株主に対する1株当たりの配当を50円から0円と無配にしました。過去に受けた課徴金納付命令に関連した独占禁止法関連引当の追加計上等が減配の理由とされていますが、今回も役員の報酬等の見直しはなく、我々株主だけが損失を被ることになるのでしょうか。経営不振が続く場合、その責任を明確にするために役員報酬の減額や賞与の不支給という形を採られる上場企業もある中で、大井電気の現経営陣には適切な判断をしていただきたく存じます。

つきましては、現在の財務状況及び株主還元の改善を目的に、第95期の期末剰余金の配当として、普通株式1株当たり金50円の配当を求めます。

◎取締役会の意見

第5号議案に反対いたします。

当社は、中長期的な企業価値の向上を基本目標としつつ、利益配分については、当期の業績及び今後の業績動向を踏まえ、投資家の皆様への安定的な配当の継続、将来への成長投資、財務体質の安定等を総合的に勘案して行うことを基本方針としております。

また、変化の激しい通信業界にある当社経営環境においては、このような株主還元の基本方針の継続と持続的成長を維持していくためには、内部留保の確保および財務基盤の強化が極めて重要であります。

当期の業績につきましては、ソフトウェア開発案件における追加コストの影響により非常に厳しい結果となり、法令上配当の原資とされております大井電気単体の利益剰余金額についても欠損を生じましたことから、株主の皆様への配当を行うことが困難となったことについて深くお詫び申し上げます。

まずは業績の回復を第一とし、今後安定的な事業を行うに必要な内部留保の確保および財務基盤の強化を速やかに達成した上で再度株主の皆様へ安定的な利益配分を遂行させて頂きたいと考えております。

なお役員報酬につきましては、業績状況を鑑み、業績連動である役員賞与を見送るとともに、基本報酬についても職位に応じて相応の減額を取締役会において決定、実施しており、提案株主が述べるような、役員の報酬等の見直しはなく、株主の皆様だけにご負担をお願い申し上げているものではございません。

株主の皆様におかれましては、以上の点について、くれぐれも誤解のないよう、お願い申し上げます。

以上の理由により、当社取締役会は本議案に反対いたします。

以 上

[添付書類]

事業報告

(2018年4月1日から2019年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度のわが国経済は、自然災害の影響があったものの、政府・日銀の経済政策を背景として雇用・所得環境に改善がみられ緩やかな回復基調が継続いたしました。しかしながら、世界経済につきましては、中国や新興国における景気減速、米国大統領の経済・貿易政策の動向、英国のEU離脱に関する動向等の影響により先行きが不透明な状況が続いております。

当社をとりまく市場動向につきましては、主要顧客である電力業界における原子力発電所の稼働停止等による発電コスト増大の影響が長期にわたり継続しております。またスマートメーター・スマートグリッド関連機器への投資は、電力自由化に伴う需要増は一巡しておりますが、第5世代移動通信システム(5G)の普及、IoT技術に対する社会的な関心の高まり等、当社の新規ビジネス参入の機会が見込まれます。

このような事業環境下で、当社の当連結会計年度の売上高につきましては、ネットワーク工事保守事業が前年並みとなったものの、情報通信機器製造販売事業が前年と比べ減少したため、225億61百万円（前年同期比5.3%減）となりました。

損益につきましては、情報通信機器製造販売事業において、材料費等の圧縮や役員・従業員の報酬を含む人件費削減等のコスト削減策を行ったものの、新規のシステム開発案件におけるソフトウェア開発期間の延長に伴い大幅にコストが増加する結果となりました。売上減少の影響に加え、工事損失引当金9億48百万円（上記案件コスト増を含む）を計上した結果、営業損益は15億76百万円の損失（前年同期比16億36百万円の損失増）、経常損益は14億80百万円の損失（前年同期比16億42百万円の減少）となりました。

以上の損益から独占禁止法関連損失引当1億58百万円の特別損失および繰延税金資産の取崩を含む法人税等10億78百万円を計上した結果、親会社株主に帰属する当期純損益は27億79百万円の損失（前年同期比26億63百万円の損失増）となりました。

[情報通信機器製造販売]

自然災害等を原因として電力会社の設備投資が一部延伸となった他、新規システム開発案件の延伸、大口の特定小電力無線装置の価格競争激化による失注等により、売上高は112億42百万円（前年同期比11.7%減）となりました。セグメント利益につきましては

は売上規模の減少に加え、新規システム開発案件のソフトウェア開発期間の延長に伴うコスト増により18億10百万円の損失（前年同期比14億73百万円の損失増）となりました。

なお、上記のシステム開発案件は大きくコストが膨らむ結果となりましたが、当社が従来主力としてきたハードウェアの開発案件とは異なる、ソフトウェアを中心としたシステム構築の開発案件であり、この案件への注力は当社の今後の重要な収益源の柱として期待するシステム構築案件の技術習得および実績獲得のために必要であったものと認識しております。今後、当社が同様のシステム開発案件を受注する場合には更なるリスク管理の強化に努めてまいります。

[ネットワーク工事保守]

キャリア向けの通信線路工事の増加があったため、売上高は113億19百万円（前年同期比2.0%増）となりました。セグメント損益につきましては、引続き構造改革による費用圧縮は効果を上げているものの、昨年度と比較して外注費率の高い案件が増加したことにより、1億98百万円（前年同期比47.1%の減少）となりました。

(2) 設備投資及び資金調達の状況

当連結会計年度中に実施した設備投資は4億73百万円であり、その主なものは、機器の生産増強のための設備や新製品開発用の試験装置等であります。なお、増資や社債発行等による特別な資金調達は行っておりません。

(3) 財産及び損益の状況

区 分 \ 期 別	第92期 (2016年3月期)	第93期 (2017年3月期)	第94期 (2018年3月期)	第95期 (2019年3月期)
売 上 高(千円)	32,631,874	26,077,696	23,830,534	22,561,995
経 常 利 益(千円)	2,344,161	408,670	162,093	△1,480,623
親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	1,336,138	141,933	△116,062	△2,779,482
1 株 当 た り 当 期 純 利 益(円)	91.05	9.78	△9.03	△2,157.39
総 資 産(千円)	23,386,102	19,098,435	19,269,273	17,143,189
純 資 産(千円)	10,176,730	9,809,175	9,994,986	7,205,241

<第92期>

売上高につきましては、当期4月から開始しました電力小売全面自由化に備えた急速な計画前倒しによる特別需要により情報通信機器製造販売が大幅に増加したため、全体としても大幅に増加いたしました。損益につきましても、売上の規模増に伴い増加しております。

<第93期>

売上高につきましては、数年来継続しておりました電力自由化に伴うスマートメーター・スマートグリッド関連機器への投資が一巡した関係で、情報通信機器製造販売が大幅に減少しました。損益につきましても、売上規模の減少に伴い減少しております。

<第94期>

売上高につきましては、ネットワーク工事保守においてキャリア向け通信機器工事及び通信線路工事の増加があったものの、情報通信機器製造販売においてスマートメーター・スマートグリッド関連機器が大幅に減少したため全体として減少いたしました。損益につきましても情報通信機器製造販売の売上規模減の影響により大幅に減少しております。

<第95期>

「1. 企業集団の現況に関する事項 (1) 事業の経過及び成果」に記載しております。

(4) 対処すべき課題

当社グループの属する情報通信機器業界は、産業の空洞化に伴う国内工業生産の減少などにより、投資は縮小傾向にあるものの、東日本大震災の経験を経て、通信インフラの耐災害性強化、エネルギー制約の克服やCO₂削減にも繋がるエネルギー効率化に向

けた貢献が期待されております。また、高度な通信インフラの普及とネットワーク接続端末の多様化・高機能化が進み、これらの利活用面での発展による安全・安心・便利な社会を支えるための新規通信需要創出の流れは、今後、ますます進展し、更に通信機器の枠を超えた新しいビジネスモデルも出現してくるものと予想されます。

当社グループといたしましては、こうした環境変化に対応して、安定的な収益基盤の構築を図り、成長分野に向け、引続き以下の具体的施策の展開を推進してまいります。

① 経営戦略

当社グループは、大井電気(株)及びオオイテクノ(株)が主に情報通信機器製造販売事業を、日本フィールド・エンジニアリング(株)及び日本テクニカル・サービス(株)が主にネットワーク工事保守事業を営んでおります。各社の自立経営を基本としつつ、グループ間でのシナジーを発揮することで、グループ全体での事業規模・利益拡大を図ってまいります。

各セグメントの経営戦略は以下のとおりです。

(情報通信機器製造販売)

情報通信機器業界は、事業環境の変化が激しく、特に成長分野においては競争が激化する傾向にあります。将来を見据えた研究開発・人材育成を着実に推進すると共に、コスト競争力の強化に取り組むことで、中長期的な事業規模の拡大・利益成長を目指してまいります。

社会インフラ（電力、鉄道、官公庁、通信キャリアなど）向けの情報通信機器については、基盤事業におけるシェアの拡大を図るとともに、OTN(*1)プラットフォーム事業、IoT関連に利用されるLPWA(*2)事業など昨今の通信インフラの多様化・効率化ニーズに対応した事業や、地方自治体向け防災事業、エネルギーマネジメントシステム関連事業など社会的なニーズの高い新規事業に積極的に取り組んでまいります。

*1 Optical Transport Network

*2 Low Power Wide Area

(ネットワーク工事保守)

ネットワーク工事保守業界においては、スマートグリッド関連や防災関連など事業機会自体は拡大の方向にありますが、一方で価格競争は近年益々激化する傾向にあり、価格対応力の強化が大きな課題となっております。

こうした厳しい環境下であります。長年培ってきた、保守・工事におけるノウハウ・技術力を生かし、また価格対応力を強化することで、着実に事業規模の拡大・利益成長を目指して取り組んでまいります。

② 経営体質の強化

当社グループは、電力会社・官公庁等の事業の関係から下半期に売上計上が集中し、また、顧客の調達方針の変化等が業績に与える影響も大きいことから、生産性向上活動の推進や事業性を吟味した設備投資など、収益規模変動に柔軟に対応できる経営体質を確保してまいります。

③ 企業価値向上に向けた取組み

コア技術や将来方向を見据えた人的資源の配置と人材育成に努めるとともに、コンプライアンス、環境等の社会的責任課題に対して、全体最適の観点から企業価値向上に取り組んでまいります。

(5) 重要な親会社及び子会社の状況

① 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主な事業内容
日本フィールド・エンジニアリング株式会社	75,000千円	53.18%	電子通信施設、給電施設の工事、通信線路工事及び保守受託業務
日本テクニカル・サービス株式会社	50,000千円	100%	各種電子機器及び通信機器の据付工事並びに保守受託業務及び販売
オオイテクノ株式会社	20,000千円	75%	各種通信機器・電子機器のソフトウェアの開発、設計及び販売
株式会社エヌ・エフ・サービス	10,000千円	(53.18%)	電子通信施設、給電施設の工事・保守受託業務

(注) 株式会社エヌ・エフ・サービスは、日本フィールド・エンジニアリング株式会社が100%の議決権を保有しております。

② 事業年度末日における特定完全子会社の状況

特定完全子会社に該当する子会社はありません。

(6) 主要な事業内容 (2019年3月31日現在)

当社グループは、以下の製品の製造、販売並びに工事・保守受託業務等を主な事業内容としております。

区分	主な製品
情報通信機器製造販売	光伝送システム、セキュリティ・監視システム、リモート計測・センシングシステム、無線応用システムの関連機器
ネットワーク工事保守	通信設備、光ネットワーク、CATV等の工事・保守

(7) 主要な事業所、工場及び研究所 (2019年3月31日現在)

当 社 本 社	横浜市港北区菊名七丁目3番16号
当 社 支 社	6支社 (札幌市・仙台市・名古屋市・吹田市・広島市・福岡市)
当 社 工 場	水沢製作所 (奥州市)
当 社 研 究 所	仙台研究開発センター (仙台市)
子 会 社	日本フィールド・エンジニアリング(株)国内10拠点 日本テクニカル・サービス(株)国内12拠点 オオイテクノ(株)国内2拠点 (株)エヌ・エフ・サービス国内1拠点

(8) 従業員の状況 (2019年3月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

セグメントの名称	従業員数	前期末比増減
情報通信機器製造販売	488名	5名減
ネットワーク工事保守	522名	4名減
合 計	1,010名	9名減

② 当社の従業員の状況

従 業 員 数		前期末比増減	平 均 年 令	平均勤続年数
男 子	388名	5名減	45.9才	22.5年
女 子	45名	1名減	44.8才	23.3年
合計又は平均	433名	6名減	45.7才	22.6年

(9) 主要な借入先の状況 (2019年3月31日現在)

借 入 先 名	借 入 金 残 高
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	60,000千円
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	30,000千円
株 式 会 社 横 浜 銀 行	20,000千円
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	40,000千円

2. 会社の株式に関する事項 (2019年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 5,480,000株
 (2) 発行済株式総数 1,470,000株 (自己株式 180,218株)
 (3) 株主数 1,170名
 (4) 大株主の状況

株主名	持株数	持株比率
三菱電機株式会社	247千株	19.16%
合同会社 M & S	100千株	7.82%
石田哲爾	56千株	4.35%
大井電気従業員持株会	47千株	3.64%
石田甲	42千株	3.32%
三菱UFJ信託銀行株式会社	30千株	2.32%
島根良明	24千株	1.89%
一般財団法人石田實記念財団	22千株	1.72%
松岡国夫	19千株	1.51%
石橋健	16千株	1.28%

(注) 持株比率は、自己株式 (180,218株) を控除して計算しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況 (2019年3月31日現在)

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
取締役社長 (代表取締役)	石 田 甲	
常務取締役	田 中 繁 寛	管理統括
常務取締役	長 瀬 平 明	技術・生産統括
常務取締役	渡 邊 恭 行	営業統括
取 締 役	千 葉 敏 幸	S E 本部長
取 締 役	加 藤 一 夫	仙台研究開発センター長
取 締 役	長谷川 博 和	早稲田大学大学院経営管理研究科教授
常勤監査役	佐々木 正 光	
常勤監査役	佐 藤 徹	
監 査 役	本 村 健	

- (注) 1. 取締役長谷川博和氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。当社は、同氏を株式会社東京証券取引所の定める独立役員として、2016年6月、同取引所に届け出ております。
2. 監査役佐藤徹氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であり、当社は、同氏を株式会社東京証券取引所の定める独立役員として、2014年5月、同取引所に届け出ております。
3. 監査役本村健氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
4. 当事業年度中の取締役、監査役の異動
- ① 監査役若林茂雄氏は、2018年6月26日開催の第94期定時株主総会終結のときをもって辞任いたしました。
 - ② 本村健氏は、2018年6月26日開催の第94期定時株主総会において、新たに監査役に選任され就任いたしました。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の総額

	人 数	報酬等の総額
取 締 役	7名	83,133千円
監 査 役	4名	26,012千円
合 計	11名	109,145千円

(注) ①上記支給額には、当事業年度中に役員退職慰労引当金として費用処理した15,375千円を含んでおります。

②上記支給額のうち、社外役員の報酬等の総額は、3名20,432千円であります。

(3) 社外役員に関する事項

① 他の法人等との兼職状況及び当社と当該他の法人等との関係

ア. 社外取締役 長谷川博和氏

同氏は、早稲田大学大学院経営管理研究科教授を兼務しております。なお、当社と同氏の兼職先との間には開示すべき関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

ア. 社外取締役 長谷川博和氏

同氏は、当事業年度開催の取締役会の8割に出席し、専門分野で培ってきた豊富な経験・見識から、発言を行っております。

イ. 社外監査役 佐藤徹氏

同氏は、当事業年度開催の取締役会及び監査役会のすべてに出席し、取締役会の意思決定の適正性・妥当性を確保するための質問、助言を行っております。また常勤監査役としての取締役からの聴取、代表取締役との意見交換、事業所・子会社の往査なども行っております。

ウ. 社外監査役 本村健氏

同氏は、当事業年度開催の取締役会及び監査役会それぞれのすべてに出席し、弁護士としての専門知識と他の企業での監査役として培ってきた豊富な経験・見識から、取締役会の意思決定の適正性・妥当性を確保するための質問・助言を適宜行っております。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役長谷川博和氏及び社外監査役本村健氏との間において、会社法第427条第1項ならびに定款第30条及び第43条の規定により、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

会社法第423条第1項の損害賠償責任について、責任の限度額は、法令が規定する額としております。

4. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称 E Y新日本有限責任監査法人

(2) 会計監査人の報酬等の額

- | | |
|---------------------------------|----------|
| ① 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 | 32,000千円 |
| ② 当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 32,000千円 |

- (注) 1. 監査役会は、会計監査人から、当年度の事業年度の監査日数、人員配置など監査計画の説明を受け、前年度の実績と評価、当年度の会計監査人の監査の相当性、報酬の前提となる見積もりの算出根拠等を検討した結果、会計監査人の報酬額について同意いたしました。
2. 当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記①の金額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合、会計監査人の職務の執行に支障がある場合、その他必要があると判断した場合は、監査役会にて審査し、会計監査人の解任または不再任を決定します。解任、不再任とする場合は、その議案を取締役会へ提出し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。

この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

連結貸借対照表
(2019年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	12,866,472	流 動 負 債	6,375,154
現金及び預金	3,380,100	支払手形及び買掛金	2,071,334
受取手形及び売掛金	5,371,721	電子記録債権	86,588
電子記録債権	372,951	短期借入金	150,000
商品及び製品	427,519	リース債権	1,412
仕掛品	2,765,107	未払金	1,550,213
原材料及び貯蔵品	297,699	未払法人税等	35,973
その他の	256,531	未払消費税等	104,256
貸倒引当金	△5,157	賞与引当金	745,487
固 定 資 産	4,276,716	役員賞与引当金	3,000
有 形 固 定 資 産	2,473,534	工事損失引当金	1,069,000
建物及び構築物	611,421	その他の	557,888
機械装置及び運搬具	127,377	固 定 負 債	3,562,794
工具器具及び備品	303,121	リース債権	4,944
土地	1,422,171	長期未払金	78,800
リース資産	5,886	役員退職慰労引当金	30,494
建設仮勘定	3,555	退職給付に係る負債	3,363,023
無 形 固 定 資 産	392,556	資産除去債務	84,781
ソフトウェア	375,753	その他の	750
その他の	16,802	負 債 合 計	9,937,948
投資その他の資産	1,410,626	純 資 産 の 部	
投資有価証券	539,407	株 主 資 本	6,338,226
長期貸付金	562	資 本 金	2,708,389
繰延税金資産	571,271	資 本 剰 余 金	1,402,573
その他の	300,241	利 益 剰 余 金	2,784,971
貸倒引当金	△856	自 己 株 式	△557,707
		その他の包括利益累計額	△149,150
		その他有価証券評価差額金	147,532
		退職給付に係る調整累計額	△296,683
		非支配株主持分	1,016,165
		純 資 産 合 計	7,205,241
資 産 合 計	17,143,189	負債及び純資産合計	17,143,189

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

監査報告書

計算書類

監査報告書

連結損益計算書

(2018年4月1日から
2019年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		22,561,995
売上原価		19,743,629
売上総利益		2,818,366
販売費及び一般管理費		4,394,511
営業損失		△1,576,145
営業外収益		
受取利息及び配当金	18,457	
雑収益	85,784	104,242
営業外費用		
支払利息	1,802	
雑損失	6,916	8,719
経常損失		△1,480,623
特別損失		
固定資産売却益	105,522	
投資有価証券売却益	10,263	115,785
特別損失		
独占禁止法関連損失	158,788	
投資有価証券評価損	14,999	173,788
税金等調整前当期純損失		△1,538,626
法人税、住民税及び事業税	30,110	
法人税等調整額	1,048,786	1,078,896
当期純損失		△2,617,523
非支配株主に帰属する当期純利益		161,959
親会社株主に帰属する当期純損失		△2,779,482

連結株主資本等変動計算書

(2018年4月1日から
2019年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	2,708,389	1,401,317	5,628,717	△571,720	9,166,704
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△64,263		△64,263
親会社株主に帰属する当期純損失			△2,779,482		△2,779,482
自己株式の取得				△103	△103
自己株式の処分		1,255		14,115	15,371
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)					
当 期 変 動 額 合 計		1,255	△2,843,745	14,012	△2,828,477
当 期 末 残 高	2,708,389	1,402,573	2,784,971	△557,707	6,338,226

(単位：千円)

	その他の包括利益累計額			非支配株主持分	純 資 産 合 計
	その他有価証券評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当 期 首 残 高	208,285	△260,698	△52,413	880,695	9,994,986
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当					△64,263
親会社株主に帰属する当期純損失					△2,779,482
自己株式の取得					△103
自己株式の処分					15,371
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	△60,752	△35,984	△96,737	135,469	38,732
当 期 変 動 額 合 計	△60,752	△35,984	△96,737	135,469	△2,789,745
当 期 末 残 高	147,532	△296,683	△149,150	1,016,165	7,205,241

独立監査人の監査報告書

2019年5月20日

大井電気株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 鹿島 寿郎 ㊞

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 須山 誠一郎 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、大井電気株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、大井電気株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

貸借対照表

(2019年3月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	8,593,738	流動負債	4,242,686
現金及び預金	2,320,493	電子記録債権	86,588
受取手形	32,609	買掛金	1,802,246
電子記録債権	354,343	リース債権	1,412
売掛金	2,441,685	未払費用	552,344
製品	58,114	未払法人税等	281,209
半製品	340,243	前払費用	22,672
材料	237,376	前受り金	5,762
仕掛品	2,610,431	預り金	50,136
貯蔵品	15,925	賞与引当金	370,774
前渡金	939	工事損失引当金	1,069,000
前払費用	5,225	その他	540
未収入金	128,356		
未消費税	45,106	固定負債	2,575,811
その他金	3,614	リース債務	4,944
貸倒引当金	△728	退職給付引当金	2,407,284
固定資産	2,402,412	長期未払金	78,800
有形固定資産	1,359,059	資産除去債務	84,781
建物	440,546	負債合計	6,818,497
構築物	7,197	純資産の部	
機械装置	127,377	株主資本	4,082,729
車両運搬具	0	資本剰余金	2,708,389
工具備品	286,352	資本剰余金	1,444,015
土地	488,143	資本準備金	1,442,759
資産	5,886	その他資本剰余金	1,255
固定資産	3,555	利益剰余金	488,032
無形固定資産	258,273	利益準備金	677,097
ソフトウェア	243,020	その他利益剰余金	△189,065
その他資産	15,252	繰越利益剰余金	△189,065
投資その他の資産	785,079	自己株式	△557,707
投資有価証券	295,066	評価・換算差額等	94,924
関係会社株式	168,025	その他有価証券評価差額金	94,924
長期前払費用	32,763		
繰延税金資産	236,896	純資産合計	4,177,653
その他	52,326	負債及び純資産合計	10,996,150
資産合計	10,996,150		

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

監査報告書

計算書類

監査報告書

損益計算書

(2018年4月1日から
2019年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		11,471,569
売上原価		9,911,944
売上総利益		1,559,624
販売費及び一般管理費		3,408,584
営業損失		△1,848,960
営業外収益		
受取利息及び配当金	22,298	
雑収益	93,566	115,864
営業外費用		
雑損失	4,125	4,125
経常損失		△1,737,221
特別利益		
固定資産売却益	105,522	
投資有価証券売却益	10,263	115,785
特別損失		
独占禁止法関連損失	158,788	
投資有価証券評価損	14,999	173,788
税引前当期純損失		△1,795,224
法人税、住民税及び事業税	11,578	
法人税等調整額	1,091,735	1,103,313
当期純損失		△2,898,537

株主資本等変動計算書

(2018年4月1日から
2019年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	2,708,389	1,442,759	-	1,442,759	677,097	2,773,735	3,450,833	△571,720	7,030,262
当期変動額									
剰余金の配当						△64,263	△64,263		△64,263
当期純損失						△2,898,537	△2,898,537		△2,898,537
自己株式の取得								△ 103	△103
自己株式の処分			1,255	1,255				14,115	15,371
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)									
当期変動額合計			1,255	1,255		△2,962,800	△2,962,800	14,012	△2,947,532
当期末残高	2,708,389	1,442,759	1,255	1,444,015	677,097	△189,065	488,032	△557,707	4,082,729

(単位：千円)

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	141,672	141,672	7,171,934
当期変動額			
剰余金の配当			△ 64,263
当期純損失			△ 2,898,537
自己株式の取得			△ 103
自己株式の処分			15,371
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	△ 46,748	△ 46,748	△ 46,748
当期変動額合計	△ 46,748	△ 46,748	△ 2,994,281
当期末残高	94,924	94,924	4,177,653

独立監査人の監査報告書

2019年5月20日

大井電気株式会社
取締役会 御中

E Y新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 鹿島 寿郎 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 須山 誠一郎 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、大井電気株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの第95期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2018年4月1日から2019年3月31日までの第95期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、重点監査項目等を定めた監査計画を作成し、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受け、監査役間で意見交換を行うほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、重点監査項目等を定めた監査計画に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役会その他重要な会議、部門往査等を通じ、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
 - ④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。
- 尚、事業報告に記載の通り、情報通信機器製造販売の新規のシステム開発案件において、ソフトウェア開発期間の延長に伴い大きくコストが膨らむ結果となりましたが、今後、同様のシステム開発案件を受注する場合には更なるリスク管理の強化に努めるとの報告を受けております。監査役会としてもその対応を十分に注視して参ります。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
2019年5月22日

大井電気株式会社 監査役会

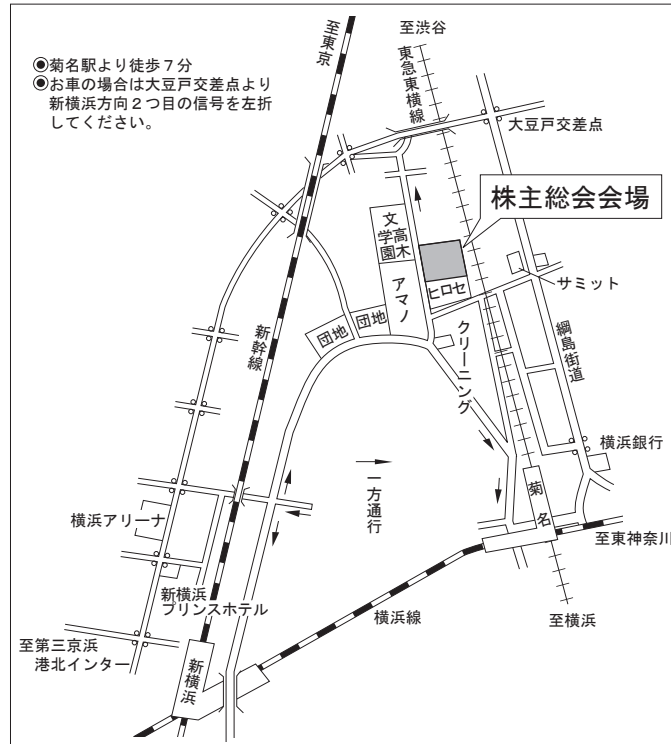
常勤監査役 佐々木 正 光 (印)

常勤監査役 (社外監査役) 佐藤 徹 (印)

監 査 役 (社外監査役) 本 村 健 (印)

以上

株主総会会場ご案内図



●当日、当社役員及び係員はクールビズにて対応させていただきますので、株主の皆様におかれましても、軽装にてご出席下さいますようお願い申し上げます。